

科学研究費補助金研究プロジェクト「成年後見制度に関する具体的改正提言」

一般社団法人比較後見法制研究所共催・講演会

成年後見人の注意義務

——ドイツとオーストリアの実情——

□ 開催日 2015年10月3日(土)

□ 開場 12:30

開始時間 13:00~18:10

□ 会場 早稲田大学早稲田キャンパス9号館5階第一会議室

主催： 科学研究費補助金（基盤研究(C) 研究課題番号：25380120）「成年後見制度に関する具体的改正提言」（研究代表者：田山輝明）

共催： 一般社団法人比較後見法制研究所

* 本講演会の開催にあたっては、文部省科学研究費の助成を受けています。

□ **参加費不要**

* この問題にご関心のある方はどなたでもご自由にご参加ください。ただし、希望者は、tayama@waseda.jp に申し込んでください。会場の関係で、100名で締め切らせていただきます。

＜企画趣旨＞

本研究プロジェクトを遂行する過程において、認知症高齢者との関連は、私たちに大きな課題を設定することになった。我が国では、徘徊癖を有する重度の認知症高齢者が引き起こす事故等が、重要な問題になっている。この間に、損害賠償訴訟も起こされて法律研究者（特に後見法の研究者）にとっての課題も具体化してきた。現時点で成年後見制度に関する制度改正を提言する以上、真正面からこれらの課題に取り組まなければならない。本講演会の第1部では、共通の課題を抱えているに違いないドイツとオーストリアの経験を伺うことにした。第2部では、臨死介助と患者処分証書（一種のリビングウイル）を扱う。私たちは、すでに田山輝明編『成年後見人の医療代理権と法定代理権』（三省堂、2015年）を出版している。本講演会は、同書とともに、これまでの成果の中間報告をまとめ、これを公表し、多くの関係者のご意見を伺うことを目的とするものである。

<プログラム>

序——世話法，ホーム法及び社会（保障）法について

第一部 成年被後見人の在宅監護と注意義務

講演：「オーストリアにおける成年被後見人（代弁人）の在宅監護と注意義務（仮）」

13:00～15:00

プロテスタント単科大学教授トーマス・クリー（ドイツ）

インスブルック大学教授ミヒャエル・ガナー（オーストリア）

（通訳：早稲田大学高等研究所助教・青木仁美）

● 質疑応答 15:00～15:30

● 休憩 15:30～15:45

第二部 臨死介助と患者処分証書

15:45～17:45

プロテスタント単科大学教授トーマス・クリー（ドイツ）

インスブルック大学教授ミヒャエル・ガナー（オーストリア）

（通訳：早稲田大学高等研究所助教・青木仁美）

● 質疑応答 17:45～18:00

● 総括コメント 18:00～18:10

一般社団法人比較成年後見法制研究所理事長

早稲田大学名誉教授

田山 輝明